

議案第 5 4 号

二宮町下水道事業の設置等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方自治法の改正により、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町下水道事業の設置等に関する条例（令和４年二宮町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第６条中「第243条の２の８第８項」を「第243条の２の９第８項」に改める。

附 則

この条例は、令和８年９月24日から施行する。

(議案第 5 4 号) 二宮町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(職員の賠償責任の免除) 第 6 条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任を免除する場合は、議会の同意を得なければならない。	(職員の賠償責任の免除) 第 6 条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任を免除する場合は、議会の同意を得なければならない。